

(目的と適用範囲)

- 1 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、_____における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とし、_____に勤務し、出入りするすべての者に適用する。

(管理権原者)

- 2 管理権原者は、_____の防火管理業務について、全ての責任を持つ。なお、階段や通路等の共用部分等の管理についても、責任を持つ。

(防火管理者)

- 3 防火管理者は、この計画の作成及び実行に関する全ての権限を持って業務を行う。

(消防機関への届出等)

- 4 管理権原者又は防火管理者等は、次の各号に掲げる業務について届出、報告及び連絡を行うとともに防火管理業務に必要な書類等を本計画と一括して整備し、保管するものとする。

- ① 防火管理者選任(解任)届出
- ② 消防計画作成(変更)届出
- ③ 消防用設備等(特殊消防用設備等)点検結果報告書
- ④ 自衛消防訓練実施の連絡
- ⑤ 工事中の消防計画
- ⑥

(火災予防上の自主点検)

- 5 防火管理者(又は防火管理者が指名する者)は、日常、下表の区分により自主点検を実施する。

点検対象	実施頻度
通路階段等	1日1回以上
防火区画	1日1回以上
消防用設備等	1日1回以上
火気使用設備	毎日終業時

防火管理者は、1か月に1回以上、自主点検を実施し、その結果を保存する。

(避難道路等の確保)

- 6 法令の定めるところにより、避難通路等の確保は次のとおり行う。

- ① 階段、廊下には物品を置かない。
- ② 避難経路となる部分は常に整理整頓し、避難の支障にならないようにする。
- ③ 非常口は施錠しない。
- ④ 防火戸は正常に作動するよう平素から機能保持につとめる。
- ⑤ 防火戸の前に物品等を放置しない。
- ⑥ その他の必要事項については、社(店)内防火規則に定める。
- ⑦

(火災発生時の活動)

7 火災発生時の活動は次のとおりとする。

・避難および避難誘導は次のとおり行う。

- ① 大声で皆に知らせる。
- ② 物品持出しに気をとられない。
- ③ 一度避難したら二度と出火建物に入らない。
- ④ 落ち着いて避難経路を考える。
- ⑤ 避難器具の使用も考える。
- ⑥ 必要に応じて、タオル・マスク等を使用する。
- ⑦ いたずらに騒ぎ立て、無秩序な行動にならないようにする。

⑧

・通報連絡は次のとおり行う。

- ① 非常ベルを鳴らす。
- ② 119番に通報する。
- ③ 社(店)内電話を使えない場合の通報方法を考えておく。
- ④ 通報の内容は「火事です。____市____町____番地____です。近くに_____があります。大きく燃えています。(少し煙が出ています。)」等とする。

⑤

・消火活動は次のとおり行う。

- ① 大声で皆に知らせる。
- ② 消火器、水バケツ、屋内消火栓等を使用する。
- ③ 天井に燃え移ったら初期消火は中止して避難する。
- ④ 火を見ても慌てず落ち着いて行動する。

⑤

・消防隊の誘導は次のとおり行う。

- ① 消防車両を誘導する。
- ② 消防隊員を誘導する。
- ③ 消防隊員に、出火場所・危険物品の存否・避難状況・その他消火活動上必要な情報を伝える。

④

(消防訓練について)

8 消防訓練の内容及び注意事項は次の通りとする。

- ① 消火器訓練 (消火器による模擬火災の消火をする。)
- ② 水バケツ・水道ホースによる消火訓練 (手近な水を利用する訓練を行う。)
- ③ 通報訓練 (社(店)内の電話、その他による119番への通報訓練を行う。)
- ④ 避難訓練 (避難器具の使用、非常ベルの使用、各室から扉・窓を閉鎖して避難訓練を行う。)
- ⑤ 総合消防訓練 (消防隊と協力して訓練を行う。)
- ⑥ 年2回以上実施する。
- ⑦ 消防訓練は写真等で、できるだけ記録しておく。
- ⑧ 随時又は新入社員等の採用時に必要な防災教育を行う。

- ⑨ 訓練実施日には、あらかじめ消防署へ通報する。
- ⑩ 特に避難訓練については、安全上の配慮を行う。
- ⑪

(消防用設備等の点検について)

9 消防用設備等の点検及び計画は次の通りとする。

- ① 消防用設備等の外観点検及び機能点検を6ヶ月ごとにし、総合点検を1年目にあわせて実施する。
- ② その点検結果を毎年 月に消防署へ報告する。
- ③ その点検結果を 年に1度 月に消防署へ報告する。
- ④ 上記の法定点検は(自社・委託)で行い、委託の場合の委託先は次の通りである。
委託先()
- ⑤ 自主点検及び法定点検の実施者は、その結果を防火管理者に報告する。防火管理者は、点検結果を管理権原者に報告するとともに、不備欠陥等については改修計画を樹立し改修する。

消防用設備等	点検実施年月日		
	機器点検		総合点検
消火器	月 日	月 日	
屋内消火栓設備	月 日	月 日	月 日
自動火災放報知設備	月 日	月 日	月 日
非常警報設備	月 日	月 日	月 日
避難器具	月 日	月 日	月 日
誘導灯	月 日	月 日	
	月 日	月 日	月 日

(火気管理等)

10 火気管理等は次のように行う。

- ① 各部署ごとに火元責任者を定め、法令の定めるところにより喫煙・裸火・厨房・ボイラーなどの火気管理を行わせ、その業務の実施について必要な事項は社(店)内防火規則に定める。
- ② 日常消防用設備等の自主点検を行い、その内容・方法に付いては社(店)内防火規則に定める。
- ③ 防火管理者台帳を常に整理し、防火管理について必要な記録をする。
- ④

(地震対策)

11 地震対策は次のように行う。

- ① 地震発生直後は、身の安全を第一とし、二次災害防止のため速やかに使用中の火の消火を行う。
- ② 火気使用は自粛し、使用に際しては、火気使用設備・器具の安全を確認し出火防止に努める。
- ③ 在館者(客・従業員等)の安否確認、負傷者等の救済等の方法について協議する。
- ④ 自主的に又は防災機関の避難勧告等により避難する。
- ⑤ 震災に備えて、医薬品、携帯ラジオ、飲料水等の必要品を備える。
- ⑥

(工事中の防火管理)

12 防火管理者は、模様替等の工事を行うときは、工事中の安全対策を策定し、必要な指示を与えるとともに、工事人に対して次の事項を遵守させる。

- ① 溶接や溶断を行う場合は、事前に消火器等を準備する。
- ② 防火管理者が指定した場所以外では、喫煙及び火気の使用を行わない。
- ③ 工事場所ごとに火気の使用責任者を定める。
- ④ 危険物を持ち込む場合は、その都度、防火管理者の承認を受ける。
- ⑤ 放火を防止するため、資機材等を整理、整頓をする。
- ⑥ その他防火管理者が指示すること。
- ⑦

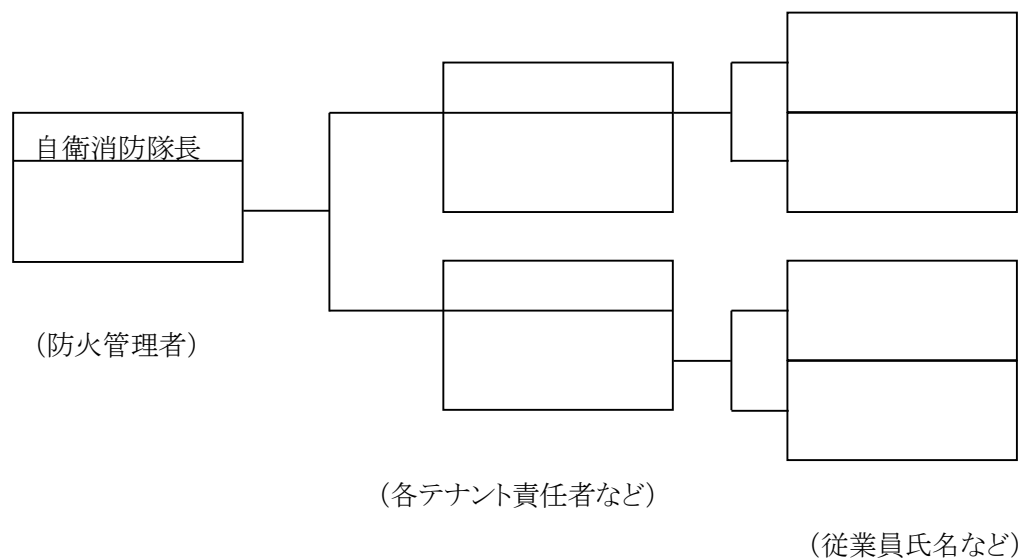
(放火防止対策)

13 次の各号に留意し、放火防止対策を講じる。

- ① 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- ② 物置及び倉庫等の施錠を励行する。
- ③ 終業時には、火気及び施錠の確認を行う。
- ④ 挙動不審者を見かけたら、防火管理者に報告する。
- ⑤ ゴミ類は、ゴミ収集日の朝まではゴミ集積場に出さない。
- ⑥

(自衛消防の設置及び組織)

14 自衛消防の組織を定める。(下図は参考、別添も可)



(防災教育)

15 防火管理者は、従業員、新入社員及びパート等に対して計画的に下記のとおり防災教育を実施する。

- ① 消防計画について
- ② 従業員等が守るべき事項について
- ③ 火災発生時及び地震発生時の対応について
- ④ その他火災予防上必要な事項について

(防火管理業務の一部委託)

16 防火管理業務の一部委託について [該当・非該当]

委託を受けて防火管理業務に従事するものは、管理権原者、防火管理者、自衛消防隊長等の指示、命令を受けて適正に業務を実施するものとする。

受託者の氏名 住所等	職・氏名(名称) 住所等(所在地)	_____ _____ _____
防火管理者の 状況	防火管理者職・氏名 営業所等 教育担当者講習修了者 職・氏名、教育関係	_____ _____ _____ _____
防火管理業務 の委託状況	委託範囲 委託業務実施方法	<input type="checkbox"/> 常駐・ <input type="checkbox"/> 巡回・ <input type="checkbox"/> 遠隔監視 _____ _____ _____

(添付書類等)

17 管理委託内容の写し等

- ①
- ②

(その他)

18 この消防計画に記載した内容以外に、休日、夜間等の緊急連絡先など必要事項を記載します。

- ①
- ②

(避難計画概要)

19 平面図添付又は、記入が必要